

ESJ 編集小委員会設置に関する編集委員会内規

制定 2005 年 11 月 5 日

改正 2007 年 3 月 25 日

2009 年 11 月 16 日

2013 年 5 月 13 日

2015 年 3 月 14 日

2022 年 3 月 12 日

- 1) 機関誌編集委員会規定第 3 条第 2 項により、ESJ (*Educational Studies in Japan: International Yearbook*) 編集小委員会（以下、「小委員会」という。）をおく。小委員会は ESJ の編集実務に当たる。
- 2) 小委員会は、機関誌編集委員会委員長、副委員長のほか、8 名程度の専門委員をもって構成する。小委員会に ESJ 編集幹事をおく。ESJ 編集幹事は、専門委員が互選する。
- 3) 専門委員は、委員長と副委員長が候補者を推薦し、理事会の協議と承認を経て会長が委嘱する。
- 4) 小委員会は、編集方針の策定、投稿依頼者の選定などを担当し、機関誌編集委員会の委員とともに投稿論文の審査に当たる。
- 5) 原則として委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 6) 必要に応じ、非会員のゲスト・エディターを設置することができる。ゲスト・エディターは論文投稿者の推薦および依頼を主な業務とする。任期は 1 年（1 号の発刊に携わる）とし、相応の謝金を受け取ることができる。